

(様式第1号)

会議録     会議要旨

会議の名称	令和4年度 芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会
日時	令和4年12月21日(水) 14:00～15:40
場所	保健福祉センター3階 会議室1
出席者	委員長 柴田 政彦 副委員長 野田 京子 委員 溝井 康雄 安達 昌宏 小山 香代子 東 光子 多田 直弘 小西 明美 中西 勉 欠席委員 後藤 紀洋彦 池田 恵 長谷川 憲司 野村 大祐
事務局	健康課 課長 辻 彩 母子保健係長 山田 映井子 課員 鈴木 ひかる 課員 鍋田 裕子
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 部長あいさつ
- (3) 委員・事務局紹介
- (4) 議題
  - ア 令和3年度第3次芦屋市健康増進・食育推進計画実績報告及び推進・評価について
    - (ア) 令和3年度実績・課題・評価について(資料1～3、参考資料1～2)
    - (イ) 令和3年度新規事業について(資料4、参考資料3)
  - イ その他
    - (ア) 自殺対策について(参考資料4～8)
    - (イ) 第4次芦屋市健康増進・食育推進計画策定に向けて(資料5～6、参考資料9)
- (5) 閉会

2 提出資料

- (1) 配布資料
  - ア 令和4年度芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会次第
  - イ 芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会委員名簿
  - ウ 芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会設置要綱
  - エ 資料1 令和3年度第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の実績と今後の課題について(第3次芦屋市健康増進・食育推進計画評価シート)
  - オ 資料2 令和3年度第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の実績報告まとめ

- カ 資料3 現状及び目標一覧
- キ 資料4 令和3年度新規事業
- ク 資料5 第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の体系
- ケ 資料6 第4次芦屋市健康増進・食育推進計画策定方針（案）

(2) 参考資料

- ア 参考資料1 令和4年度芦屋市産後ケア事業のご案内（チラシ）
- イ 参考資料2 あしや健康ポイント2022（チラシ）
- ウ 参考資料3 芦屋市がん患者アピアランスサポート事業のご案内（チラシ）
- エ 参考資料4 自殺予防対策のこれまでの取り組み
- オ 参考資料5 自殺総合対策大綱（概要）
- カ 参考資料6 地域自殺対策計画を策定するプロセス
- キ 参考資料7 自殺者の状況について
- ク 参考資料8 こころの体温計でメンタルヘルスチェック（チラシ）
- ケ 参考資料9 第3次芦屋市健康増進・食育推進計画【概要版】

### 3 審議内容

#### 開会

（事務局：辻） それでは、日時が14時からのため開会させていただきます。私は事務局を勤めます健康課長の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<次第（2）部長あいさつ から（3）委員・事務局紹介まで省略>

（事務局：辻） ありがとうございます。それでは、議事に入る前に改めて資料の確認をさせていただきます。

（資料の確認）

では、ただいまより議題に入らせていただきます。柴田委員長には議事進行をよろしくお願いいたします。

（柴田委員長） それでは、会議の運営について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局：辻） 本委員会の成立についてご報告いたします。芦屋市健康増進・食育推進計画推進委員会設置要綱第6条第2項に「委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。」とございます。

本日は委員13名中9名の方がご出席ですので、本委員会は成立しております。また、会議の公開の取り扱いを決める必要がございます。芦屋市情報公開条例第19条に基づき、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開と定めております。本日の議題は特に非公開とすべきものはございませんので、公開としたいと考えております。

また、本委員会は、議事録作成のためICレコーダーで録音させていただきます。発言内容、発言者のお名前は、議事録として市ホームページ等にて、後日、公開されますことをご了承のほど、お願いいたします。

（柴田委員長） ただ今説明がございましたが、本委員会を公開とすることに対してご異議ございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

- (柴田委員長) それでは本委員会は、公開とさせていただきます。  
これより会議の傍聴を認めたいと思います。傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、ご案内をお願いいたします。
- (事務局：辻) 本日は傍聴希望の方がおられませんので、このまま進行をお願いいたします。
- (柴田委員長) 議題にそって進めさせていただきます。議題1「令和3年度第3次芦屋市健康増進・食育推進計画実績報告及び推進・評価について」の「ア 令和3年度実績・課題・評価」について事務局より説明をお願いします。
- (事務局：山田) 資料に沿って説明させていただきます。まず資料5をご覧ください。  
本計画では、健康寿命の延伸により、健康であると実感できる人を増やすため、4つの基本目標を設定しています。母子保健計画の「基本目標Ⅰ親と子の健康づくりの推進」、健康増進計画の「基本目標Ⅱ健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進」、同じく健康増進計画の「基本目標Ⅲ主体的な健康管理の推進」、食育推進計画の「基本目標Ⅳ健全な食生活の推進」となっております。この柱に沿って、各計画の推進事業を中心に実績報告および今後の課題等を含めたまとめを報告させていただきます。  
資料1をご覧ください。昨年度に引き続き評価シートを用いて、各関係機関の推進事業について、令和3年度の実績と今後の課題等を報告していただいたものとなっております。評価につきましては、各担当課の評価となっており、1枚目の上部にございますAからDまでの評価が基準となっております。担当課が重複している事業も含めると138事業の評価となります。こちらを集計いたしますとA評価は全体の5.0%、B評価は68.8%、C評価は21.7%、D評価は4.3%となっております。  
資料1の課題及び今後の方針を見ていただくとわかりますが、令和元年度に比べ、令和2年度においては、昨年の委員会でもご意見いただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止、延期、変更をやむなく行ったため、昨年はありませんでしたD評価があること、A・B評価は少なくなり、C評価が増えている現状となっております。
- (事務局：鍋田) では続きまして、第3次芦屋市健康増進・食育推進計画の令和3年度の実績報告とまとめをご報告いたします。資料2をご覧ください。母子保健計画の「基本目標Ⅰ親と子の健康づくりの推進」についてご報告をいたします。母子保健計画におきまして、推進分野の(1)は妊娠期の取り組みが中心となっております。現状としまして、健康課では、妊娠期の取り組みとして母子健康手帳の交付時に保健師が全数面接を実施していますが、令和2年度に比べて、新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた郵送での母子健康手帳の交付件数は減少し、対面での交付に戻りつつあります。現場で対応する職員は、精神的な負担感を感じる妊婦が増えていると感じており、妊娠期からフォローにつながる人が増加してきています。市立芦屋病院での両親学級は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、健康課でのプレおや教室については、感染拡大状況により中止となった回もあり参加者が減少しております。子育て世代包括支援センターでは、地域の遊び場に保健師が出向いて相談に対応することで育児不

安の解消に務め、子ども家庭総合支援室と連携し、必要な支援を行っています。学校教育課ではスクールカウンセリング事業のニーズが増加しており、こども家庭総合支援室等と連携し、相談体制を整えています。県芦屋健康福祉事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により地域思春期保健ネットワーク会議は中止となり、日頃の連携を図る中で健康問題の明確化や取り組みの検討、対応力の向上を図っています。

まとめとしまして、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業や会議等が中止になったり、事業の運用方法の変更・工夫が必要でしたが、妊娠期早期からの支援や関係機関との連携を行う等、個別支援ニーズを丁寧に拾い上げることにより、フォローしていくことができたと思います。今後も安心・安全に出産を経て、子育てに臨めるよう、関係機関との連携を強化しながら、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実施していけたらと思っています。

続きまして、推進分野の(2)は出産後の子育て期の取り組みが中心となっております。現状ですが、健康課では、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策を講じ、事業の実施方法を調整し、育児相談や乳幼児健康診査を実施しました。令和3年度より、乳幼児健康診査の予約変更手続きのWEB導入や新型コロナウイルス感染症の影響で乳幼児健康診査の受診案内時期がずれ込んでいましたが、通常時の案内時期に戻ったこともあり、乳幼児健康診査受診率は増加しました。参考資料1「令和4年度芦屋市産後ケア事業のご案内」をご覧ください。令和2年度から実施している産後ケア事業については、令和3年度より実施施設を4か所拡充し5か所としたため、利用者数も増加し、産婦の休息、育児不安の軽減に寄与できたと考えております。今後とも幅広く利用していただけるよう、周知啓発を継続していきたいと思っています。では、資料2に戻って、まとめの報告をさせていただきます。子育て政策課では、密を避けるため園庭開放や地域の交流の場としてのつどいのひろば等が中止や人数制限での実施となり、利用人数は減少しています。健康課でのこどもの相談や、障がい福祉課での機能訓練事業等、個別に対応できる事業は感染対策を講じながら引き続き継続しています。学校教育課の教育相談、子ども家庭総合支援課での相談件数は増加しています。

まとめとしまして、令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、中止の事業もありましたが、事業の運用方法の変更・工夫をすることで、参加者数や実施率を維持できているものもありました。今後も外出の機会の減少や人との交流の減少から、孤立による産後うつや虐待などが増加することが考えられ、支援が必要な世帯が安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、子育て世帯の地域からの孤立予防、虐待防止に努めていきたいと思っています。母子保健計画からは以上です。

(事務局：辻) 続きまして、健康増進計画についてご報告いたします。「基本目標

Ⅱ健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進」の（１）運動習慣の確立と実践についてご報告させていただきます。

現状としまして、健康課では、身体活動・運動を実施する重要性の周知啓発として、健康教室や保健指導に取り組んでおります。さらに、いつの間にか健康になれる仕組みづくりをめざし、令和元年度からはポイント制度を活用した「健康ポイント事業」を実施しました。令和３年度は、令和２年度より更に参加者を拡大し実施しました。参考資料２「あしや健康ポイント２０２２」のチラシをご覧ください。令和３年度に「あしやウォーキングマップ Vol. 2」を新たに作成し、令和元年度に作成した「あしやウォーキングマップ Vol. 1」とともに周知啓発に努めました。高齢介護課では、一般高齢者を対象とした介護予防事業における体操等の教室の実施や、トレーナー派遣事業等を通じた地域介護予防活動の支援により高齢者の身体機能の維持に取り組んでいます。スポーツ推進課では、教室・講習会・測定会等を通じて運動のきっかけ作りや意識づけ、生涯スポーツの振興を図っています。令和３年度から、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施することを目的に、後期高齢者の保健事業について、市町村において、介護保険の地域支援事業を国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなりました。兵庫県後期高齢者医療広域連合より当該事業を受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図るため、保険課、地域福祉課、高齢介護課、健康課及び関係団体との連携のもと、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」を開始しました。

まとめますと新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下において、中止・延期せざるを得ない事業もありましたが、各課ともに感染対策を講じた上で実施できる事業運営に努めました。また、ポイント制度を活用した「健康ポイント事業」の継続により、引き続き庁内横断的な取り組みや、関係機関等との連携を図ることができました。今後も継続して、関係各課との連携に努めるとともに、民間企業等の多様な主体との連携に取り組み、運動のきっかけづくりや意識づけを図り、市民の運動習慣の確立と実践を目指していきたいと思っております。

続きまして、（２）禁煙と適正飲酒の推進について、ご報告させていただきます。

現状としまして、健康課では、禁煙の必要性や受動喫煙の健康に対する影響について、母子健康手帳の交付時並びに健診、広報あしや等を活用した啓発や禁煙支援プログラムによる健康教育を行っています。適正飲酒については、特定健康診査の集団健診時や健康チェックの機会を活用し、情報提供を実施しています。環境課では、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」「市民マナー条例推進計画」に基づき、喫煙マナー改善への積極的な周知啓発や市内全域で歩きタバコに対する指導を行っています。また、喫煙禁止区域において、指定場所以外での喫煙に対する指導を実施しています。県芦屋健康福祉事務所は、世界禁煙デーに併せた普及啓発や受動喫煙防止普及啓発活動を市民に対し実施しています。アル

コール依存症に関しては、保健師による相談支援や家族への心理的サポートを行っています。

まとめますと令和3年度も令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、イベント・事業等が中止や延期となり、普及啓発する機会が減少しましたが、今後もあらゆる機会を捉え、関係機関と連携し、幅広い世代への適正飲酒や禁煙に関する情報提供を積極的に行うよう努めていきます。

(事務局：山田) 続きますして推進分野(3) こころの健康についてご報告させていただきます。

現状としまして、健康課では、こころの健康状態がインターネットで気軽にセルフチェックができるこころの体温計の利用の促進と、市内相談先についての周知をホームページやチラシ、わくわく子育てサポートブックにより行っていますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントでの配布機会が少なかったためか、こころの体温計のアクセス数は減少しています。参考資料8をご覧ください。こころの体温計とは、アプリにアクセスしていただき、質問に答えていただきますと猫や金魚、透明度等によって心の疲れ具合を測れるものになっております。その結果から、裏面の相談機関の一覧に繋がるような仕組みとなっております。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEBでの庁内連絡会を実施しました。また、継続して庁内自殺予防研修会を開催し、自殺予防対策が全庁的な取り組みであることを周知啓発し、自殺予防対策の強化に努めております。県芦屋健康福祉事務所では、保健師が自殺企図のある者や家族への援助、関係機関への助言を行っているとともに、必要時、精神科医師による相談を実施し、令和2年度より相談数は増加しています。

まとめとしまして、自殺予防対策として、追い込まれる前に相談ができるよう相談窓口の周知を継続しています。こころの体温計のチラシ配布の機会が少ない時期は、アクセス数も少ない現状にあるため、今後も周知啓発の機会を増やしていく必要があると考えております。心のケア相談数の増加も見られたことから、新型コロナウイルス感染症の影響も含めてこころの悩みに対する相談対応等の必要性は高いと考えます。自殺予防につながる取り組みは、今後も継続して関係各課並びに関係機関との連携を図っていきたいと思っております。

(事務局：辻) 続きますして、推進分野(4) 歯及び口腔の健康づくりについてご報告させていただきます。

現状としまして、健康課では、歯科医師会等の関係機関と連携を図り、歯科健診・相談の各種事業や、障がい者(児)歯科診療を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け中止となったイベントがありましたが、代替事業として歯の無料相談・健診事業の実施回数を増やす等して歯及び口腔の健康づくりの推進に努めました。令和3年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」では、ポピュレーションアプローチとして、医療専門職が通いの場等に出向き、フレイル対策としての歯及び口腔の健康づくりに関する健康教育や健康相談を実

施しました。令和元年度・令和2年度から引き続き「健康ポイント事業」において歯科健康診査をポイント付与対象事業とし、歯及び口腔の健康づくりのきっかけとなるよう幅広い年齢層に働きかけを行いました。

まとめとしまして、「健康ポイント事業」の実施により、歯科健診をはじめ各種事業の受診・参加へとつながったと考えます。引き続き健康ポイント事業を活用し、歯科健診・相談の各種事業の利用者の増加を目指していきたいと考えております。また、令和3年度開始の「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」の中でフレイル対策としての歯及び口腔のさらなる健康づくりの推進を関係各課並びに関係機関との連携を図りながら目指していきたいと思っております。

続きまして、基本目標Ⅲ主体的な健康管理の推進の推進分野（1）生活習慣病予防等の対策と健康寿命延伸の取り組みについてご報告させていただきます。

現状としまして、健康課では、新型コロナウイルス感染拡大の中で新しい生活様式に対応する内容で「健康ポイント事業」を継続し、募集人数を拡大して実施しました。前年度から引き続き、各種がん検診、骨粗しょう症検診をポイント付与対象事業とすることで、幅広い対象者への周知に努めております。また大腸がん検診（郵送法）では、学校教育課等関係機関や包括連携協定先の郵便局や生命保険会社等とも連携し、周知啓発を継続してまいりました。また特定健康診査の集団健診では、新たな取り組みとしては、健（検）診受診率向上を目指し、WEB予約を導入いたしました。特定健康診査・特定保健指導ともに令和2年度と比べると受診率は回復しましたが、依然として、特定保健指導の受診率が低いため、申込みの利便性を高めることを目的に、令和4年度からWEB予約を導入し、受診率向上を目指していきたいと思っております。令和3年度より、「後期高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」において、後期高齢者健康診査結果より一定の基準に該当した生活習慣病の未治療者及び糖尿病性腎症の重症化の恐れがある対象者に対し、ハイリスクアプローチとしての未治療者支援・重症化予防を行いました。保険課では、市立芦屋病院の人間ドック検査料助成を実施しています。また、特定健康診査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、健診の受診控えがあったものの、令和2年度と比較すると受診率が向上いたしました。

まとめとしましては、今後も包括連携協定先の大学等と連携を図り、事業評価を行うとともに、関係機関や民間企業等の多様な主体との連携を図り、市民自らが健康づくりに取り組めるような体制づくりを推進したいと考えております。

**（事務局：鈴木）** 続きまして、食育推進計画の「基本目標Ⅳ健全な食生活の推進」についてご報告させていただきます。推進分野（1）健康を維持する食習慣の確立と実践についてですが健康課では、各種乳幼児健康診査、各種食育教室、栄養相談、健康講座等を通じて健康を維持する食習慣についての周知啓発と指導を実施しています。令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、試食を伴う教室等は中止していますが、子ども家庭

総合支援課と共催のオンライン講座を増やしたり、試食の代わりに見本を掲示したりと一部運営方法を変更し対応することで支援を行いました。また、令和2年度に引き続き、各種食育教室や栄養相談を「健康ポイント事業」のポイント付与対象とし、参加者に栄養情報を提供することができました。高齢者に対しては「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」のハイリスクアプローチとして対象者に「生活習慣病の未治療者支援」並びに「糖尿病性腎症重症化予防」にかかる栄養指導を行いました。保険課では、国保加入者の特定保健指導を実施し、生活習慣病予防の食習慣について指導しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特定保健指導の受診率は令和2年度より微増したものの低迷している状況です。高齢介護課では、一般高齢者を対象とした介護予防事業において、体操・口腔ケア・栄養指導等の内容で教室を実施し、参加者の身体機能を維持する取り組みを継続しております。ほいく課では、市立認定こども園・保育所において栽培保育等を通じて楽しく食べる活動や給食等を通じての情報提供に取り組んでおります。学校教育課では、市内全小中学校の給食を実施しております。

まとめとしまして、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染の感染拡大防止の観点から教室や講座等は中止となり、周知啓発の機会や参加者数は一部減少しましたが、新しい生活様式の中で、教室や講座等の形態を変化させ、一部はオンライン形式などを取り入れることにより、新たな層を取り込む機会となりました。今後も従来型の対面形式と新たなオンライン形式の両形式で実施することにより推進していきたいと思っております。

高齢者においては一般高齢者対象の介護予防事業の継続により参加者数も増え、身体機能の維持・改善が見られ、今後も取り組みを継続していきます。ハイリスクアプローチについても同様に継続していきます。より幅広い世代については、若年層へアプローチするきっかけとなった健康ポイント事業を今後も継続し、関係機関とも連携し、引き続き健全な食生活の推進に取り組んで参ります。

続きまして、推進分野（2）食の安心安全への取り組みについてご報告させていただきます。現状としまして、健康課では、前年度に続き乳幼児健康診査や食育教室を通じて衛生面からの手洗いの重要性の周知啓発に努めました。また、非常用食料等備蓄の必要性については、リーフレット「乳幼児を守るための食の備え」を作成し、4か月児健康診査の際、保護者全員に配布いたしました。ほいく課では、市立認定こども園・保育所において、衛生管理の重要性や食中毒の危険性をテーマに給食だよりを通じて普及啓発に努めています。防災安全課では、非常用食料等備蓄の必要性について各地区の地域訓練などで防災倉庫等の説明をする際等に啓発を実施しています。

まとめとしまして、関係各課があらゆる機会を捉え、周知啓発に取り組みを継続しております。今後も、継続して食中毒の予防や非常用食料等備蓄の必要性について積極的に周知啓発していきたいと思っております。



続きまして、推進分野（3）食育の推進と連携について、ご報告させていただきます。

現状、健康課では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食育教室や健康講座など開催回数は前年度に比べると微増ではありますが、それら教室や相談事業等を通じて食育の推進に取り組んでおります。また、令和2年度に引き続き各種食育教室や相談事業を健康ポイント事業のポイント付与対象事業とし、参加者には、食に関するリーフレットの送付により周知啓発を行いました。地域経済振興課の「秋まつり」は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。ほいく課では、市立こども園・保育所の給食において行事食の提供や献立表・給食だよりにて行事食について掲載し、行事食を中心とした食文化への関心を高めるよう取り組んでおります。学校教育課では、給食を通じて食文化への関心を高めるとともに、昔の人の知恵や願いに触れる機会としております。また食育指導計画を作成し、担任教員の理解を得ながら時間の確保に努め、全小中学校で食育推進に取り組んでおります。県芦屋健康福祉事務所では、地域に根ざした食育活動や健康づくりに関する普及・啓発活動の積極的実施を目的とし、食生活改善グループ（いずみ会等）の取り組みを支援しております。

まとめとしまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から食に関する活動に制限が加わる中で、中止となった事業やイベントがあり食育を推進する機会が減少しましたが、事業形態を変更する等工夫し、給食や食育の日・食育月間等のあらゆる機会を捉え、食育を推進する取り組みを継続しました。健康ポイント事業につきましても新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じるため事業内容を変更し継続しました。また、WEB予約の導入や庁内関係課や包括連携協定先の企業との連携により、令和2年度より参加者も増加し幅広い世代の食育推進につながりました。今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じたイベント等のあり方を検討するとともに、引き続き関係機関との連携に努め、食育の推進に取り組んでまいります。

（事務局：山田） 以上が資料2の説明になります。資料3をご覧ください。本計画において柱ごとに目標値を決めています。策定時の市民アンケートの項目に関連するものがほとんどですが、令和3年度の欄に数値が記載されている項目については、令和3年度の乳幼児健康診査の問診票等から数値を出しています。令和3年度の特徴といたしまして、全出生中の低出生体重児の割合がやや増加しております。低出生体重児となる原因の一つに、妊娠中の喫煙がありますが上から3番目の項目ですが、令和2年度より0.1%増えましたが、0/6%と計画策定時よりは低下しています。合わせて飲酒率も低下していますので、引き続き健康教育を通して啓発していきたいと思っております。妊婦歯科健康診査の受診率は、母子健康手帳交付時の啓発を行っていますが、令和2年度より少なくなっています。また事故対策を行っている家庭、かかりつけ医の小児科を持つ親の割合は計画策定時より増加傾向にあります。休日・夜間の小児救急医療機関についてですが、救急安心センター事業（#7119）チラシを、乳幼児健康診査時等に配布した

り、育児ブックに救急医療機関一覧を掲載したりと啓発はしていますが、知っている人の割合について減少しています。また、乳幼児健診の受診率は令和2年度の低下は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったのですが、令和3年度は感染対策を講じながら実施を継続し、受診率が上昇しました。3歳児健康診査の結果、虫歯のない幼児の割合は、計画策定時よりも増加しています。新型コロナウイルス感染症の流行以前は、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査において、歯のお話を集団講話として行っていたのですが、現在は感染予防対策として希望者には個別相談という形で磨き方などのお話をしています。これからも虫歯がない幼児が100%を目指し、取り組んでまいりたいと思っています。裏面をご覧ください。上から2番目、芦屋市自殺者数ですが、後ほど詳細を報告させていただきます。

(柴田委員長) ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(柴田委員長) 低出生体重児の報告がありました。芦屋市の出生数は大体どのくらいでしょうか。

(事務局：山田) 令和3年度の出生数は490人となっております。

(柴田委員長) 幅広く、母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画のご説明がありましたがどなたかご意見ございますでしょうか。

(安達委員) 資料1で令和2年度と令和3年度と比べて、評価が下がったのは、ほぼコロナの影響とみたら良いでしょうか。

(事務局：山田) 関係各課からのC評価D評価になっている事業を細かく見ていきますと、令和2年度からコロナの影響で引き続き事業が実施できなかったところがほとんどでした。

(安達委員) 令和4年度はだいぶ回復してきているのでしょうか。

(事務局：山田) 令和4年度は、まだ関係機関に聞き取りができておりませんので、来年度報告できたらと思います。令和元年度から、令和2年度にかけては、コロナの影響で実施できなかった事業があったことは特徴的でしたが、令和2年度から令和3年度は大きく差はありませんが当初からやっていた事業が実施できたというのは数%ですがあったようです。

(柴田委員長) 他にどなたかございませんか。

新型コロナウイルス対策として、オンラインを活用しながら事業を進めていただいているという事でしょうか。

(事務局：山田) はい。

(溝井委員) 障がい者の事についてお伺いしたいと思います。知的・身体・精神の障がいがあるがこの流れにその分類は書いていないがどのような取り組みをされているのでしょうか。

コロナ禍でWEBの活用が広がってきていると思いますが、WEBの研修会もりますが、WEBに慣れていないような高齢の方もいると思います。WEBが難しければ対面という事になってきますが、どのくらい市民に対してWEBの利用方法を十分に周知しているのですか。

(事務局：山田) まず、一つ目の障がい者に対する対応についてですが、母子保健に関し

まして、すべて知的・精神・身体障がい児についての相談は受けさせていた  
ただいております。またしかるべき訓練や療育につなぐ役割を母子保健で  
は中心に実施しております。

成人に関しましても、電話相談等は保健師が対応させていただいており  
ます。障がい福祉課と連携をすることが多く、全数対応するというわけ  
ではありませんが、保健師ができる範囲で対応し、必要な事業や関係機関に  
繋いでおります。

(事務局：辻) WEB予約に関しましては、コロナの予防接種の予約もWEBになり、  
以前に比べるとご高齢の方も慣れてきているのではないかと印象を受  
けております。本市は、母子関係の事業をオンラインで実施しているもの  
がありますが、母子のオンライン講座に関してはハードルを高く感じる人  
は多くないのではないかと感じます。やはり対面で、他の保護者と触れ合  
いたいと思う方や対面で相談したいと思う方も多く、令和3年度は、  
新型コロナウイルスのワクチン接種も進んだことから、感染対策を講じた  
上で、令和2年度に比べて対面での教室を復活させることができました。  
コロナ禍ではありますが、対面とオンラインのそれぞれの良さを活かすつ  
つ、今後とも対面とオンラインの両方の形式を取り入れながら、事業を実  
施できればと思います。

(東委員) 健康ポイント2022ですが、こういう資料を実は見たことがなかっ  
た。自分があるスポーツ団体に所属しているため、周りに聞いてみたが大  
半ご存じなかったです。周知方法をどのようにされているのかお伺いた  
いです。

(事務局：辻) 周知方法については、広報あしや、ホームページ、Facebook、関係機関  
の窓口にはチラシを配架、包括連携協定先にチラシを郵送いたしました。  
芦屋市では健康意識の高い方は、積極的に検診や教室に参加してくださ  
っていますが、若者や中高年の方は、教室等に中々ご参加いただけないとい  
う現状があります。健康ポイントの趣旨が、健康度の底上げをするという  
目的であり、生活が忙しくて、健康まで意識が届いていない若年層へこの  
事業に参加していただきたいという思いがありましたので、若い人への周  
知に力を入れさせていただいたという現状はございました。今後、そのよ  
うな団体さんを教えていただけましたら、チラシをお送りすることはでき  
ますので、周知にご協力いただけたら大変ありがたいと思っております。

(柴田委員長) 事業の参加に前向きな方、消極的な方がおられますが、前向きな方は情  
報を収集するのは積極的で仲間と一緒に活動されるが、やはり孤立という  
問題も出てきましたが、そういうかたにいかにか情報を伝えるのが難しい  
課題ですよね。

(柴田委員長) それでは、続いて「令和3年度新規事業」について事務局より説明を  
お願いします。

(事務局：辻) 令和3年度新規事業について、説明いたします。お手元に資料4、参考  
資料3をご準備ください。まず資料4をご覧ください。

令和3年度は2つの新規事業を開始しました。1つ目が、保険課・地域  
福祉課・高齢介護課・健康課の4課で取り組んでおります、高齢者の保健

事業と介護予防等の一体的実施事業です。

事業内容は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を通じた健康の保持増進を図ることを目的に兵庫県広域連合からの委託を受け、（１）庁内連携、（２）関係機関との連携体制構築、（３）高齢者への個別支援として、生活習慣病等が重症化するリスクの高い未治療者に対して、医療機関への受診 勧奨や、かかりつけ医と連携した保健指導を行うといったハイリスクアプローチ、及び医療専門職が通いの場等に出向き、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施した。支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談等の必要な支援を行うポピュレーションアプローチの大きく４点です。

令和３年度の取り組み内容としましては、（１）庁内連携として推進連絡会３回、担当者打合せ７回開催、（２）芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、各高齢者生活支援センター、県後期高齢者医療広域連合、医療関係団体等の関係機関との連携体制を構築しました。（３）高齢者への個別支援の①ハイリスクアプローチは、対象者 79 人、保健指導実施 76 人、保健指導実施率 96.2%でした。②ポピュレーションアプローチとして、訪問した通いの場 5 箇所、訪問回数 18 回、参加者は、実人数 96 人、延べ人数 217 人でした。

事業の課題としましては、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、ハイリスクアプローチにおいては医療機関の受診控えや訪問を拒否される等の対象者が多く支援介入に困難が生じましたが、電話や手紙、面接を活用することで指導を実施できました。また、ポピュレーションアプローチにおいては本来の通いの場の活動が制限されているなかでの実施となったため、本来の活動を優先したいという声があり、専門職の訪問時間や回数の調整を行いました。ハイリスクアプローチでは今後も様々な方法で引き続き保健指導を実施していきます。

ポピュレーションアプローチでは、より多くの高齢者の健康意識を高めフレイルリスク低減を図れるよう、今後は通いの場に受け入れられやすい訪問回数の検討や、健康無関心層を対象にした取り組みを実施していきます。

２つ目の新規事業としましては、がん患者アピアランスサポート事業を開始いたしました。

事業内容としては、薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補正具の購入費用の助成金を支給するものとなっています。助成対象となる補正具は、医療用ウィッグ、乳房補正具となっております。詳細の内容につきましては、お配りしている参考資料３「芦屋市がん患者アピアランスサポート事業のご案内（チラシ）」をご確認ください。このチラシを市民へ配布しております。

令和３年度の実績は、令和３年 10 月から事業開始したこともあり、申請数 9 人でしたが、今年度は、積極的に周知を行った結果、昨年度より多くの申請があります。周知に関しては、医療機関にチラシを配布さ

せていただいたり、がんの基幹病院に連絡をしたり、毎年全戸配布している保健センターだよりに掲載したりしました。令和3年度の新規事業の説明は以上となります。

(柴田委員長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

(柴田委員長) 芦屋市がん患者アピアランスサポート事業の申請の数は具体的にどのくらいになるのでしょうか。

(事務局：辻) 今年度は、昨年度の実績を上回る申請がありますので、倍以上になる予定です。

(柴田委員長) 20、30件ですか。

(事務局：辻) それは超えると思います。

(小西委員) 芦屋市がん患者アピアランスサポート事業の当初の見込みや計画は立てられているのでしょうか。

(事務局：辻) 先行して実施している都道府県の実績を参考にしております。

(小西委員) その件数がだいたい20～30件ですか。

(事務局：辻) 今年度に関しては実績から算出しましたが、令和3年度は25人と見込んでおりました。

(小西委員) 普及啓発についてですが、がんの拠点病院にも配布いただいているようですが、リレーフォーライフあしやでの配布など、ターゲットがいるところでの配布も検討されると良いと思います。

(事務局：辻) ありがとうございます。そのようなところにも広く周知してまいりたいと思います。

(柴田委員長) 他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(柴田委員長) それでは、続いて議題(2)「その他」のア「自殺対策」について事務局より説明をお願いします。

(事務局：山田) 参考資料4～8を用いて、説明させていただきます。

芦屋市の自殺予防対策や今後の自殺予防対策計画策定の流れについて、関連法令も含めまして、現状についてお伝えします。

現在の第3次芦屋市健康増進・食育推進計画において、自殺予防対策として、健康課では、先ほどの実績報告にあったとおり、健康増進計画のうちの「こころの健康」という推進分野での取り組みを行っています。この自殺予防対策を含む計画を推進していくための本委員会も、自殺予防対策のひとつとなっております。

これまでの取り組みとしましては、参考資料4に年度毎の取り組み内容を記載しております。令和3年度は裏面にございます。芦屋市の自殺予防対策としては、関係各課の課長にお集まりいただき、自殺予防対策は庁内全体で進めていくことが大切であることを意識づける庁内連絡会や窓口職場の職員を対象に悩みの聴き方等を学ぶ庁内研修会を行っております。先ほどご報告いたしましたインターネットでこころの状態を測るこころの体温計の利用啓発を含めて、うちわや参考資料8にありますチラシ等の媒体を利用した普及啓発活動をイベントを通してこれまで行ってきました。しかし、密になるイベントは中止となったため、イ

ベントによる普及啓発は難しくなっているというのが現状でございます。

自殺者の現状について報告いたします。参考資料7「自殺者の状況について」というカラー刷りの資料をご覧ください。最新のデータとして令和3年度までのデータを出しております。1 全国の自殺に関する状況ですが、平成30年、令和元年と続けて過去最少を記録しておりましたが、令和3年の自殺者数は21,007人となり、令和2年度と比較して0.4%減りました。男女別にみますと、男性は12年連続の減少であります。女性は2年連続の増加となっております。自殺者は依然として男性の方が多く、女性の約2倍となっております。次に、2番、全国、兵庫県と芦屋市の自殺率の比較になります。自殺率は、人口10万人あたりの自殺者数を示しています。一番右の緑の部分で芦屋市になります。芦屋市の自殺率は、平成30年、令和元年全国、兵庫県と同程度でしたが、令和2年、3年度は全国・兵庫県よりも低くなっております。そして、裏面をご覧ください。先日、芦屋健康福祉事務所が開催されました、令和4年度自殺対策研修会の資料を参考にさせていただきます。芦屋市の自殺に関する状況についてです。先ほどは、人口10万人当たりの自殺率についてお伝えしましたが、こちらは、芦屋市内の自殺者数となっております。

①は自殺者数の推移です。自殺者数は年間10～15人前後で推移しています。②は、男女別に見た自殺率です。令和3年度は、女性の自殺率が兵庫県平均よりも上回っています。③は原因、動機別の人数です。複数回答のため、①の自殺者数とは異なりますが、特徴としては、令和3年度は経済・生活問題での人数が多くなっております。令和2年度の自殺者数の減少、令和3年度の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられます。コロナ禍においては、労働問題や、在宅勤務等でライフスタイルの変容に伴うメンタルヘルスの影響、配偶者の暴力や児童虐待、高齢者の社会的孤立等の問題に対して自殺対策を進めていくことが大切であり、今後も不安な状況は続くことが予測されますので、自殺予防対策については、引き続き力を入れていく必要があると感じております。

次に今後の計画策定に向けた流れを関係法令も含めてお伝えさせていただきます。自殺に関する法律は、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するために、平成18年に自殺対策基本法が策定され、この自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として平成19年に自殺対策大綱が定められました。平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年に自殺総合対策大綱が見直されてきました。

その自殺対策基本法が成立した平成18年度とコロナ禍以前の令和元年度の自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となっております。国はこれまでの取り組みに一定の効果があったと考えられていますが、令和2年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、女性は2年連続の増

加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づけ、令和4年10月14日に新たな自殺対策大綱が閣議決定されました。こちらが参考資料5になっております。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、子ども若者の自殺対策のさらなる推進の強化、重点施策に追加された女性に対する支援の強化、地域自殺対策の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策のさらなる推進強化を掲げています。

今後の自殺予防対策計画についてですが、国は、この自殺総合対策大綱に基づいた自殺予防対策計画を立案することと定めているため、芦屋市でも、第4次芦屋市健康増進・食育推進計画策定時に、母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画とともに4つ目の柱として「自殺予防対策計画」を策定する予定です。芦屋市は自殺者数が少なく、傾向が捉えにくいところがあります。ですが兵庫県自殺対策計画なども参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。

図書館で本を借りることも自殺予防につながることもあり、各課の事業の棚卸等を行い、自殺予防対策に取り組んでいくことがとても重要になっていくと考えております。今後も、各課の取り組みが、自殺予防につながっていることを認識してもらえよう働きかけを続け、「誰も自殺に追い込むことのないあしや」を目指していきたいと思っております。

今後もこの推進委員会のなかでも、みなさまにいろいろなご意見をいただき、自殺予防対策を推進していきたいと考えております。以上となります。

(柴田委員長)      ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(柴田委員長)      芦屋市は自殺者が少ないのは明らかですが、少ない理由は分析されていますか。

(事務局：山田)      特に分析はしておりません。今後も自殺者数を減らしていきたいとは思いますが、令和4年度の自殺者数は暫定値ではありますが14名と昨年度に比べても増加しています。今後も自殺者を増やさないように取り組んでいきたいと思っております。また、自殺に至らなかった経緯の分析は次の課題かと思っております。

(柴田委員長)      おそらく自殺の問題は複雑で、何が関連しているのか明らかにするのは難しいと思っております。

国は法律ができて、自殺者は減少したことは明らかだが、法律の取り組みが功をなしたかどうかは公表されていないと思っております。たまたま時代の流れで自殺者が減少したのか等、さまざまな議論もありますが、芦屋市がなぜ低いのか分かれれば、日本の自殺のリスクが何であるのか分かると思っております。自殺の研究者もいると思うが、このような問題に取り組むのは難しいと感じます。行政は行政、研究者は研究者、NPOはNPOという縦割りになりがちで、仕組みの中だけで完結する議論になっ

ていると思いますが、何か組織を渡った取り組みがあれば一歩進めるのではないかと思います。

(事務局：山田) ありがとうございます。自殺予防対策を考える中で、健康課だけで考えるのではなく、計画を立てたからと言って、自殺者が減るわけではないという指摘も受けていますが、庁外や関係機関との連携を行う中で、芦屋市全体でできることを取り組んでいけたらと考えております。

(柴田委員長) 年齢分布とかは、簡単に調べられると思うので、若者の自殺率は変わらないが高齢者は少ないといった分析をすると良いのかなと思います。

(事務局：山田) ありがとうございます。

(柴田委員長) どなたか自殺対策についてご意見、ご質問ございますか。

(多田委員) 自殺の本当の理由は、おそらく本人しか分からないこともあると思います。資料には、経済と健康問題が記載されていますが、もっと深いところに理由があるのではないかと思います。自殺する人は家族や友人にも相談しないと思う。残された家族がなぜ本人が死んだのかわからないまま苦しむと言う事を自殺する人は意識するべきです。今回の近畿財務局の方が亡くなられて、ご家族の思いを結局はメディアが取り上げていますが周りの人はほとんど興味ないですよ。なんで自殺したのか本当のことがわからないわけです。ただ、上司の指示に対するところなのか、それとも社会正義に対するところなのか、もしかしたら家庭内の問題なのか、本当のことが分からないから、世間の共感を得られなかった一番の原因だと思います。サラリーマンをしていて上司の理不尽なことに対して、僕は38年間耐えてきました。サラリーマンであれば、上司の命令だけで理不尽を感じて死ぬというのは、サラリーマンでは考えにくい。死なれる人にとっては、本当に理由がわからないまま家族は、その方が亡くなられた後何十年も地獄が続くということを広報でも良いので周知すべきだと思います。自殺を抑制するためにも残された家族の地獄が続くことをもっと知らせたほうが良いと思います。

それと自殺の一番の原因は、生活苦があると思います。あくまでも自分の意見ですが、芦屋の自殺者が少ないのは、芦屋の場合、生活苦の方が少ないからではないかと感じます。

(紫田委員長) 他にご意見ございますでしょうか。

(紫田委員長) それでは、続いて「イ第4次芦屋市健康増進・食育推進計画策定に向けて」を事務局より説明をお願いします。

(事務局：山田) 第4次芦屋市健康増進・食育推進計画策定に向けて事務局より説明します。お手元に、資料5・6、参考資料9をご準備ください。

次期計画を令和4年度に策定する予定でしたが、健康日本21の計画期間が1年延長されたことに伴い、国と一体的に健康づくり政策を運用するため、計画期間を1年延長し、今年度に「市民意識調査」を実施し、令和5年度に「現行計画の評価」、「計画案作成」、「パブリックコメント」等を行い、新たに令和6年度を初年度とする「第4次芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定します。

現在の課題としましては、大きく3点あります。



1 点目が子育ての家庭の核家族化、さらに新型コロナウイルス感染症等も影響し、子育ての孤立化が指摘されております。2 点目が自分自身の健康づくりに対して関心が低く、健康づくりの取り組みを実施していない健康無関心層に対し、健康づくりのきっかけづくりや意識づけを図ることが必要です。3 点目は、全国的に自殺件数が増加している中、芦屋市において、悩みや不安を抱える人に寄り添い伴走支援ができるよう、関係機関との連携強化が必要です。

次期計画策定に向けて、各課評価シートや推進委員会でのご意見等も踏まえた上で第3次計画の最終評価を行い、課題を明確にし、第4次計画で改善すべき方向性を検討します。

また国や県計画の上位計画の方向性を反映します。次期計画では、自殺予防対策を計画の柱の1つとして立てる予定です。

参考資料6は平成29年度に、地域自殺対策計画を策定するプロセスが示されたものとなっています。例年、指定調査研究等法人から送付されてくる地域自殺プロフィール等を参考に、地域特性の把握と課題の整理を行い、地域自殺対策政策パッケージを活用した計画策定の方向性の確認を行っていきます。令和4年度に示された大綱をもとに、こういった法人等からの地域の自殺対策計画の策定を支援するための資料を参考にしながら自殺対策の内容を盛り込んで作成していく予定です。

資料6に計画策定までのスケジュールを示しております。この度の推進委員会の委員様には策定委員会の委員も兼ねておられる方もいらっしゃると思いますので、前回ご説明差し上げたとは思いますが、今後このようなスケジュールで動いていくという事をご承知おき頂けたらと思います。

現在、11月に市民意識調査として、無作為抽出した18歳以上の市民3,000人にアンケート調査票を発送し、回収しているところです。また、乳幼児健診に来所した保護者を対象に母子保健に関するアンケート調査票を実施しています。アンケート調査結果を踏まえて、第4次芦屋市健康増進・食育推進計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。説明は以上となります。

(柴田委員長) ありがとうございます。今の説明に対して、ご意見・ご感想はありますでしょうか。

(柴田委員長) 主な課題を3つ挙げていただきましたが、孤立しかけている人への情報提供は難しいですね。診療している中で思いますが、男性の場合、多くの方が組織に所属していて、引退されると地域の中で暮らしていくと思うのですが、そこの切替えがスムーズにいかずに、居場所がなくなっている方が多いように思います。企業や組織からその方が居住している地域へとスムーズに移行できるような取り組みがあればと思います。何かの折に関連付けられたらと思います。

(柴田委員長) どなたかご意見・ご質問ありますでしょうか。

(柴田委員長) 他にご意見がないようですので、本日の議題は終了します。

(事務局：辻) 本日はいろいろとご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様

さまからいただいたご意見・情報につきまして、新たに策定する第4次計画にも活かしていきたいと考えております。本日は貴重なお時間を頂きましてありがとうございました。

(柴田委員長) 本日は長時間にわたってありがとうございました。これにて閉会といたします。ありがとうございました。

閉会